

Dawn

・ * ☺☺☺ ・ 夜 明 け ・ ☐ * ・

第3号

2003年 4月6日 発行

* * *

* *

子どもを癒す食文化(1)

母乳による母子交流

藤野 武彦

良き食べ物が子どもの発育、発達に必須のものであることは万人の常識である。しかし今、その発育させるはずの食べ物が、残念なことに同時に子ども達の健全な発育を阻害させるということが悲しい常識となりつつある。その阻害物質がどのようなものかという点は別の機会に譲るが、ここで語るの、子どもの最初の食べ物としての母乳の意義と日本の現状である。

実は、子どもにとって、母乳は単に食べ“物”ではなく、食べる“事”の意味が大きい。これは、授乳する母親の立場から見てもそっくり同じである。すなわち、“物レベル”と“事レベル”を包含する母乳は、「食文化」とでも言うべきものである。今、この母乳という「食文化」が崩壊しつつあることが、子ども達が遭遇する最初にして最大の悲劇となっている。この悲劇を科学的に実証するデータは、やっと出始めたところであるが、その一つである我々の最近の研究調査結果を手短かに述べることにする。

それは、母乳の“物レベル”の調査、すなわち近代栄養学による指導を受けた母子グループと、伝統的日本食（自然食）の指導を受けた母子グループの比較調査である。まず、母親の血液検査で、「近代栄養学グループ」は、治療すべきほどの総コレステロール異常高値を示したの

に対し、「伝統的日本食グループ」は、全くの正常値を示し、さらに善玉コレステロールと呼ばれる HDL コレステロールは逆に有意に高かったことである。そして、分泌された母乳を見ると「近代栄養学グループ」のそれは、脂ぎっているのに対し、「伝統的日本食グループ」のそれは、米のとぎ汁様で、全く外観が異なると同時に、乳児が前者に嫌悪感を示したことは、興味深い。

一方、乳児の血液成分および体重変化（成長率）は、両群で全く差がなかった。また、我々の研究調査ではないが、保育園児の調査で、伝統的日本食を摂取している母親から母乳哺育を受けている子どもは、人口乳哺育を受けている子どもに比較して、明らかに活動性が高く、生き生きと遊んでいることが報告されている。

さらに、脂肪分にいわゆる環境ホルモンが多く溶け込んでいるという事実からも、「近代栄養学グループ」の母乳の安全性は危ういものがある。

以上の結果は、母乳という食べ“物”と哺乳という食べる“事”とが、子どもにとって如何に重大であるかということと、それに対して、母親の食べ“物”と食べる行動“事”が如何に影響を与えているかということを示している。

目次

- ☐ 子どもを癒す食文化(1) 藤野福代表・P1
- ☐ 食品の表示について③ 鈴木深雪理事・P8
- ☐ レイテ島と日本の子どもの歯の話 中島理事・P2
- ☐ ゴミ収集車にのって 野尻陽子会員・P10
- ☐ 子育てQ&A・新学期の不安 蓮見理事・P5
- ☐ 梶浦氏言行録③ 青木副代表・P11
- ☐ 認可法人の医療用食品分野独占事件 鈴木蒔理事・P6
- ☐ お知らせ・あとがき・P12

レイテ島の子どもと 日本の子どもの

歯の話

～日本とフィリピンの子供達のお口からの情報～

中島 幸一



おいしく食べものを食べるには、やっぱり、健康な、自分の歯がいちばんですよ。

今回は、日本の子どもたちと、フィリピンのレイテ島の子供たちの

現在の「歯」の状態を通して、

私たちにとって大切なこと、必要なことは何なのか、考えてみたいと思います。

🌴 はじめに 🌴

お口の中を、日本とフィリピンとで、虫歯を中心に見て見ると、その違いは3～40年の開きがあるように感じられます。

日本でも、私たちが中学生の頃は、一家に歯ブラシが一本あるくらいでした。

今も覚えているのですが、現在では外科の大きな病院を開いている友達が「僕はねー、今日歯磨きをしてきたんだ」と言い、私は「へー、しゃれたことをしてきたねー」と応えたことがあります。当時は、そんな状況だったのです。

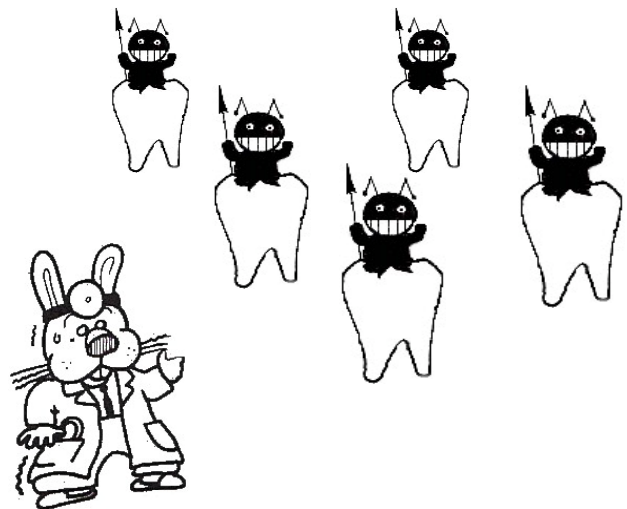
ちょうどこの頃から、中学校で缶入りの歯磨き粉を斡旋してくれていましたので、それを買って、家族皆で使いまわしをしていました。虫歯が何本あるかなんて全く関心がありませんでした。

幸いだったのは、砂糖とくに白砂糖は大変な貴重品だったので、現在のように知らないうちにたくさん摂ることはなかったのです。

フィリピンでは貧しい人たちが多く、貧しい階層の人たちはお口の健康管理まで気が廻りません。

その上、砂糖を多量に含んでいる缶入り清涼飲料水をたくさん飲むので、極端に劣悪な状態を呈しています。

しかし、社会的階層をそこそこそろえてみると、日本と変わらないか、あるいはフィリピンのほうがきれいかもしれない状況です。



🌴 日本では 🌴

日本は少子化で、親御さんの子供に対するケアが行き届いているので、全般的に大変身ざれいです。口の中の清掃も良くできていて、小さな虫歯もほとんど治療されています。しかし、歯の並びが非常に悪い状況が目立ちます。

その大きな要因の第一は母乳での育児の減少をあげることができます。

さらに、食べ物の軟食化で噛まずに食べる生活習慣が身についてしまう。それが続くと、肥満になりやすいし、咀嚼筋の鍛錬不足に由来する顎骨の発育あるいは発達が不良になります。

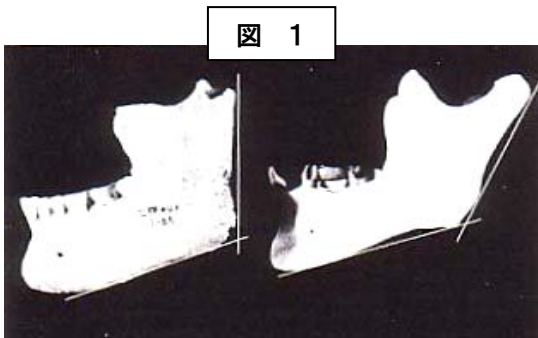


図 1

それで、硬いものが全くといっていいほど噛めないし、噛もうとしないで、食べることをあきらめてしまうのです。

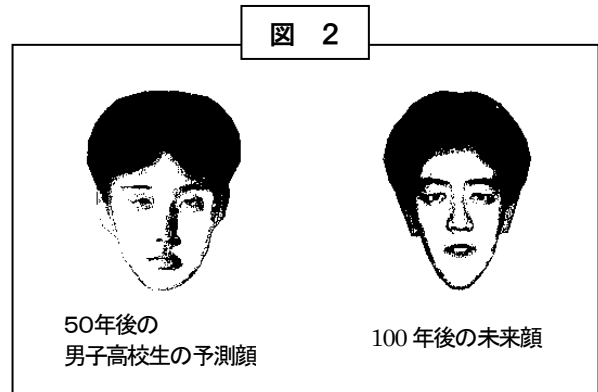


図 2

このような環境で成長していくと、下顎角の角度(図1)が開き、噛む力の弱い、細長く迫力に乏しい顔つきになっています(図2)。フィリピンの子供達のほうが、遥かに力強い顔つきをしていることも、上記のような理由によるでしょう。

さらに、日本の子供たちの方が近視が多いのも、咀嚼筋の発達不良が視力の低化も引き起こしていると考えられます。

日本の子供たちは、労働を伴うお手伝いをしないので、首の周りの筋肉までも発達が抑制されて、細い首になっています。

そして、生きる原点の口の機能に由来した肩こりや腰の痛み等を訴えています。

🌴 フィリピンのレイテ島では 🌴

レイテ島のビリヤバ地区では子供達は飲料水が原因と考えられる斑状歯を、しばしば見ることがあります。(斑状歯とは、歯の表面のエナメル質の形成が不十分なために、斑点状のくぼみができた状態のことです)

この地区の家族は、経済的に貧しい上に、地理的にはるかに遠い歯科医院に通院しなければならないのです。

それで、口の中は一般的に清掃ができていないので、不潔で虫歯も多い状態を呈しています。

私たちボランティアグループは、分担して、口腔衛生指導をします。

歯磨きの仕方を教えて、歯ブラシを配って、実践指導をして、少しでも良い結果が子供達に残るように心がけながら充実したときをすごします。

🌴 日本とフィリピンの生活習慣の違い 🌴

レイテ島のピリヤバ地区の子供たちは、毎日の生活のために、学校から帰ってくると、自宅から水汲み場まで往復して、飲み水を運びます。

その水汲みのときに、頭の上に水瓶をのせて、歯をくいしばって自宅まで運ぶので、首の筋肉も、日本の子供に比べて遥かに、強く大きくなります。また、水瓶を頭上に載せて運ぶには、水平を保って歩かなければならないので、姿勢が良くなります。

日本の子供のようにファミコンなど持っていませんので、床に座り込んで、非常に悪い姿勢で何時間も遊ぶゆとりはありません。当然、肩こり、腰痛を訴える子供もいません。また、目つきも明るい印象を受けさわやかです。

マニラの小学生で日本の家庭と同じくらいのレベルの生活をしている子供達は虫歯も少なく、口の衛生状態も良くて、綺麗に手入れされています。この子達の親御さん達は日本の親御さん達よりも口の中は綺麗です。彼らは日常生活の挨拶の中で、口づけをしたり、抱き合っ

て感情の表現をするので、日本人よりはるかに綺麗なのでしょう。歯の並びが悪くて、食べカスが溜まっていると、不潔になると同時に、口臭を発しますので、対人関係がまずくなります。さらに、歯茎から出血しやすくなりますので、社会生活がうまくいきません。

一方、ストリートチルドレンは貧しさゆえに、歯科治療はもちろん、毎日の生活の糧に事欠く状態であるので、虫歯も多く手入れも行き届いていません。衛生状況は悪いので、大変気の毒に思われます。



日本では、社会的にハイレベルでも、オピニオンリーダーと言われる人々も、口の中は綺麗ではありません。したがって、この人々に指導を受ける子供達の口の中の清潔度も推して知るべしです。

🌴 これからの大切なこと 🌴

レイテ島のピリヤバ地区では、約11万人の人が生活をしているところに、行政の歯科医師がたった一人派遣されています。

診察室もないので、巡回診療で抜歯をして回るのみです。抜歯だけで処置を受けら

れるのは幸せな方です。ボランティア活動で我々が診療に赴くと、かつては朝から夕まで抜歯がほとんどでした。

最近では、歯の抜歯よりも、「きれいにしてください」という要望が、若い人々を中心に確実に多くなってきたので、口腔衛生教育および食事指導を含めた予防活動の成果が、徐々に表れてきているのでしょうか。

これからも、予防教育に中心をおいて、奉仕活動に力を入れて取り組んでいく決心をしています。





子育て Q&A

～新学期の子どもの不安～

質問・相談 募集中

はずみ けい ライター/カウンセラー



Q 小4の長女は、毎年4月の新学期になると、学校に行くのをいやがります。クラスが変わると、新しい環境になじめないようです。どうして我が子だけがぐずぐずいうのかと、歯がゆい気持ちになります。といて、特に内気でもなく、幼稚園年長の弟とも、仲がよかったりケンカをしたり、普通の子だと思っています。親はどう接したらいいのでしょうか。(神奈川県・STさん)

A 親がしっかり受け止めてあげることで、不安を越えていく力がつきます。

大人が思うよりずっと、子どもは不安

クラスや担任の先生が変わるなど、環境に変化がある4月は、小さい子どもから学生さん、社会人まで、ストレスや不安が大きい時期です。

特に子どもにとって、学校生活は、心の半分以上をしめる程の大きな存在です。その学校の環境が変わるということは、どうしても、大きなストレスやプレッシャーを引き起こします。

ですから、子どもが新学期に感じる不安は、私たち大人が考えるより、もっとずっと大きいのです。子どもはまだ経験が少ないので、なじみのない状況にとても臆病で、不安を感じるのです。

特効薬は、しっかり愛してあげること

この時期の子どもは、極端に言うと、不安におしつぶされそうだったり、感情がはげしく揺れ動いたりしがちです。子どもは、“ストレスが高く、耐える力が足りない”と訴えているのです。

なのに親はとかく、子どもの気持ちを否定したり、我慢を強いたり、取りあわなかったりしがちです。

そんなとき、親がしてあげられるのは、心の栄養になるような、愛情をたくさん注ぐこと。子どもがストレスやプレッシャーに負けないで、踏ん張れるだけのスタミナを、つけてあげることです。

これは、子どもだけでなく、人間関係で悩む大人に対しても、同じです。

親は、子どもの気持ちの“受け皿” 役を

子どもの揺れ動く感情に、“巻き込まれる”のではなく、“支持的に付いて行く”ことも大切です。

子どもは、まだ「考えること」と「感じること」が未分化なので、ストレスを感じても、うまく言葉で表現できず、泣く、ふきげんになる、イラつく、など感情で表すことが多いのです。きげんの悪い子どもを、叱ったりせずに、待ったり、愛情深く世話することが必要です。

また、“タラタラときりがなく、新しいクラスの不満をいいつける”ような場合もあります。そんなときに親は、辛抱強さや、安心感を持たせてやりたい、という気持ちから、「みんな同じなのよ」とか「ガマンもだいじよ」などと言いがちです。でもそれは、子どもの不安な気持ちを否定したり、我慢を強いることとなります。できれば子どもが必要としているだけ、根気よく、話に耳をかたむけてあげることです。

子どもは、親に訴えて何とかしてもらおうと思っているわけではありません。子どもはただ、心にたまったストレスを、吐き出したいのです。

それを親が理解して、安心な“受け皿”役として、受け止めてあげることが大切なのです。これは、見方を変えると、「親にちゃんと甘えられる」ということでもあります。

勉強より大切な、「友達づくり」

連休をはさんで、子どもはだんだん心のスタミナをつけていきます。そして多くの場合、5月末ごろには、新しい環境になじんでいきます。「今のクラスは全然合わないからイヤ！」と言っていた子どもが、けろりとして「今のクラスがいちばん好き！」と言うようになったりします。ですからぜひ、5月末ごろを目安に、しっかり子どもの話に耳を傾けてみてください。

行動や言葉で、自分の不安を表現(アサーション)すること自体、実はとても大切なことです。ふだんアサーション(自己表出)がきちんとできる人は、ストレスがたまりにくいといえます。

家庭で十分に受け止めてもらうことで、自分の気持ちを表現できるようになると、学校や職場の、ストレスや不安をためこまずに、解決していくことができるようになります。

「友達づくり」をする“人間関係の力”は、生きていくかぎり必要な力です。それはしばしば、どんな勉強や知識、技術よりも大きな影響力を持っています。親がしっかり受け止めることで、その力が育つのです。

認可法人が特定業者と組んで

医療用食品分野を独占した事件

鈴木 満

「日本医療食協会事件」と呼ばれる、独占禁止法の分野ではかなり有名な違反事件があります。

この事件は、厚生省（現厚生労働省）の認可法人である（財）日本医療食協会が、法律に基づかない独自の規制制度を作って「医療用食品」という独占市場を作り出し、出入りの業者と組んで、暴利を貪っていた行為が、**独占禁止法違反**とされたものです。



■ どんな事件か

この事件は、私たちの納めた健康保険料が、それを運用する役所によって、その天下り団体やその出入業者のために補助金として支出されていた事実も明らかにされました。

これは平成8年に審決が出された事件ですが、政府の他の部門でも同じようなことが行われているかもしれません。私たちの国では、長いこと実質的な政権交代はありませんでした。これは、トップは誰になっても「お役人に任せておけば間違いはない」と多くの国民が考えていたためともいえます。しかし、果たしてこのような「お任せ民主主義」でよいのかという問題提起をこの事件はしているのではないのでしょうか。



■ 医療用食品とは

糖尿病・高血圧・腎臓病などは、糖分・塩分を控えた食事療法が必要で、材料となる食品にどのくらいの糖分や塩分が含まれているかが分からないと困ります。今では栄養成分を表示した食品は珍しくありませんが、昭和47年頃、そうした成分表示をする食品はあまりなかったため、厚生省は、（財）日本医療食協会（以下「協会」といいます）を作って、成分表示をする食品を広めようとしてきました。

■ 医療用食品加算制度

医療用食品は、成分表示を特別にしなければなりませんから、一般の食品よりも割高で、なかなか普及しませんでした。

そこで、厚生省は、昭和53年、協会を医療用食品の唯一の検査機関として指定するとともに、病院等の医療機関が医療用食品を入院食の材料に使用したときは、入院時食事療養費に一定金額を加算した給付が受けられる

「医療用食品加算制度」を導入しました。

つまり、病院が、医療用食品を入院食の材料として使ったときは、健康保険から補助金を出す制度を作ったのです。

その結果、従来、割高だった医療用食品は、病院にとって逆に割安になり、病院で盛んに使われるようになりました。

また、厚生省は、この「医療用食品加算制度」を導入するに当たって、病院が普通の食品を使ったのに「医療用食品を使った」といって加算制度を悪用しないように、医療用食品を「主として入院患者の食事療養に用いられることを目的とする食品であって、厚生大臣が指定した検査機関において調理加工後の栄養成分が分析されていて、かつ、当該栄養成分分析値が保たれているもの」と定義し、協会の検査を受けていないものを排除することにしました。

名目はともかく、協会に検定料が確実に入るような仕組みが設けられました。

■ もう一人の登場人物

事件の主犯は協会ですが、共犯が存在します。それが日清医療食品(株)（以下「N社」といいます）という会社です。

N社は、系列のメーカーに作らせた医療用食品を系列の二次販売業者を通じて全国の病院に一手に販売する一次卸売業者です。医療用食品があまり普及していない当時から協会に協力して医療用食品の普及に努めた、いわば業界の「草分け」的存在です。

全国的な組織を持たない協会は、全国的な組織を有するN社に頼り、N社も協会に医療用食品の販売を一手に行いたい旨を要請し、協会がこれを認めたのです。かくして医療用食品市場ではN社が独占的地位を確立しました。



■ 医療用食品市場における私的独占

協会は、N社の独占的供給体制を強固なものにするため、医療用食品のメーカーや販売業者を協会に登録する制度を設けましたが、協会に登録する前にまずN社と協議しなければならないようにし、さらに、N社自身が登録審査を行う仕組みにしました。つまり、協会は、N社に同業者の参入審査をさせていたことになります。

こうしてN社の医療用食品における独占的供給体制が確立し、さらに、加算制度によって病院の医療用食品の需要が格段に高まったため、N社及びその系列メーカー・販売業者は、膨大な利益を得るようになり、協会も検定料収入が増えました。



こうしたN社の儲け振りを見た他の食品会社は、「自分も医療用食品を製造・販売したい」と考えるようになり、昭和61年ころになって、医療用食品業界におけるN社の独占的供給体制への社会的批判が高まりました。

そこで、協会は、監督官庁である厚生省と相談し、批判をかわすために、(株)メディカルナックス (以下「M社」といいます) を一次販売業者として参入させることにしたいと、N社の意向を打診します。N社は、M社を新規に参入させるとすれば、その地域は、医療用食品の普及率の低い地域 (すなわち、N社がまだ参入していない地域) に限定して、自分の権益は守ってほしいという条件を出します。協会はこの条件を呑み、結局、協会・N社・M社の3者で、次のような協定書を締結します。

- ① M社が新たに参入する地域は、医療用食品の普及率の低い地域を中心とする21都道府県のみとすること
- ② N社とM社は、それぞれが定めた病院向け定価で販売し、二次販売業者に対しても定価で販売させるようにすること
- ③ N社及びM社の二次販売業者向け販売価格は同一とすること

協定書は、N社の独占的供給体制を実質的に維持し、協会の検定料収入を安定的に確保する内容でした。

■ 公正取引委員会の判断

公正取引委員会は、協会とN社の行為は、医療用食品の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これは私的独占に該当し、独占禁止法第3条に違反するとして、医療用食品登録制度などを廃止するよ

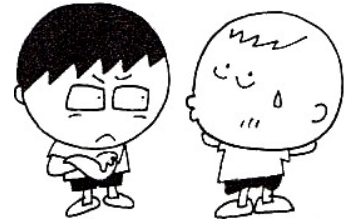
う命令しました。これを受けて当時の菅直人厚生大臣は、協会を解散させました。かくして医療用食品分野における私的独占は崩壊しました。なお、M社は被害者として扱われ、排除措置命令の対象にはなっていません。

■ 若干の解説

協会は、厚生省の認可法人であり、そのトップ (理事長) は代々同省の元局長が座っていました。その年俸は数千万円だったといえますから、かなりいい「天下り先」だったようです。

天下り先団体の理事らの高い年俸を稼ぎ出すために、厚生省・協会は、「検定制度」や「医療用食品加算制度」「メーカー・販売業者登録制度」などを導入しました (このような制度は、法律に基づいたものではなく、厚生省の告示という形で行われました)。

とりわけ、前記加算制度は、健康保険料を原資としたものです。つまり、国民が支払った健康保険料の一部が役所の判断で勝手に補助金として支出され、それによって医療用食品という (いわば架空の) 市場を作り出し、そこで公益法人と組んだ一部の業者が暴利を貪り、その一部が検定料として協会に迂回して、理事長らが高額な年俸を手にする、という構図が浮かび上がります。



この事件の最大の被害者は、健康保険料を掠め取られた国民であるといえます。

■ 他人事ではない現実

私は授業で学生にこの事件のことを調べさせました。学生達は、“厚生省が「徳川幕府」、協会がその「お代官」で、N社が「出入り業者」。「お代官」が出入業者と組んで、権力を乱用し、暴利を貪ったという、いつも見ているテレビの時代劇と同じ筋書きだ” というのです。

でも、これは時代劇ではなく、つい最近の、実際に起こった話なのです。

私たちは、税金、年金保険料、健康保険料、介護保険料などを役所に支払っていますが、その使い道についてはお役所に任せておけば安心だと考えてきたのではないのでしょうか。

この事件は、使い道を任せられたお役人が、(OBのためと称して結局は) 自分達のために税金や保険料を使っていることを暴いてくれました。こうしている間にも、私たちが納めた税金や保険料が誰かに掠め取られているかもしれませんよ。

食品の表示について考える・3

～食品添加物の表示について～



鈴木 深雪

昨年の夏、新聞の広告欄に誰でも名前を知っているようなメーカーの、チョコレート等のお菓子、スープ等の調理食品などについてのお詫びと商品回収のお知らせの広告が並びました。仕入先の協和香料化学株が食品添加物と認められていない物質を含む香料を販売していたことが発覚したからでした。食品添加物に対しては、なんとなく安全なのかなあと不安な気持ちがあります。

Q まず初めに、使って良い食品添加物の決め方について説明してください。

A まず、食品添加物とは何かということです。食品衛生法(2条2項)で、「添加物」とは、食品の製造過程において、または食品の加工や保存の目的で、添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物と定義されています。言い換えると、食品に加えられる物で、飲食物以外のすべての物を添加物といい、加え方はどんな方法でもよいということです。

食材以外の物なら何でも添加物といえるのですが、食品に加えてよい添加物は、厚生労働大臣が物質ごとに専門家の意見を聞いて審査し「人の健康を損なうおそれのない」物と認めた(指定といわれています)物に限られます(食品衛生法6条)。指定されない物の食品への添加は禁止されますから、先ほど申し上げた添加物の範囲が広いということは禁止される範囲が広いということになります。

Q 「人の健康を損なうおそれのない」というのは、どの程度安全ならばよいといっているのでしょうか。

A 人の健康を害することが明らかな物は安全性について黒のもの、まったく健康に悪影響を与えない物は安全性については白のものとする、実際には白とも黒ともいえない物、一部の専門家は安全でないといい、一部の専門家は安全であるというような、白とはいいい切れない物、安全性については灰色の物があるといえます。黒は人の健康を害する物ですから当然指定されません。白は人の健康にまったく害を与えない、害するおそれがない

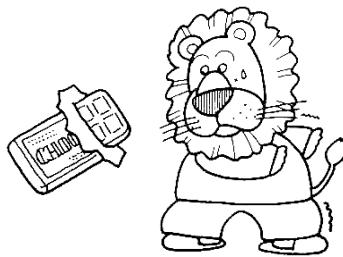
物ですから指定されます。問題はグレーゾーンにある物ですね。灰色であるということは、害する「おそれがない物・白」ではないということですから、「おそれがある」物といえます。ですから、食品衛生法は、ここでいう白だけを指定すると読めます。法律の建前はよいのですが、実際には、国が指定した物に対し指定の時から安全性に

疑念があると指摘されている物もありますし、指定後何年か経って発がん物質と分かって指定が取り消された物もあります。

現在は、WTOとの関係で国際的な規格・基準に適合さ

せることが求められていますから、先ほどおっしゃった香料事件の1月ぐらい後の7月に指定されていない塩固結防止剤(フェロシアン化物)が使われていることが発覚したときには、厚労省は、海外の安全性評価データに基づいて早急に指定するという方針を決め(*1)、8月に指定しました。

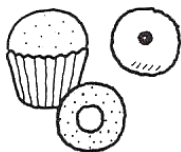
このように、国際的には安全であると評価されていて、日本では指定されていない物はまだまだありますから、この方針で次々と指定されるかもしれません。しかし、フェロシアン化物については、1969年に国連のWHO/FAO合同食品添加物専門家会議が安全と評価した際には急性毒性試験しかしていないから、微量を実験動物に生涯食べさせる慢性毒性試験や、発がん試験をするべきである、と日本の専門家からは、指摘されています(*2)。



Q 「安全性に問題あり」ということですね。

A 国際協調が重視されてしまうのです。

もう一言指定について付け加えます
と、指定の第一の要件は安全性ですが、
その物質を食品に添加することによって消費者にメリットがあること、および栄養価が下がるなど、消費者にデメリットをもたらさないことが要件になっています。



現在、化学的合成品である「指定添加物」は339品目、化学的合成品でない添加物で使用を認められている「既存添加物」489品目、動植物から得られた香料やその混合物である「天然香料」が612品目、オレンジ果汁で着色する場合などの「一般飲食物添加物」72品目の1,512品目が使用できる添加物ですね。

Q 「既存添加物」というのは聞き慣れない言葉ですが。

A 1995年に、それまで化学的合成品でない、いわゆる天然添加物は指定の対象に含めていなかったのですが、それを指定対象に含めるための法改正が行われました。その時に厚生省が従来使用されてきた化学的合成品でない添加物のうち指定手続きを経ないでそのまま使用してもよい物をリストアップしました。「既存添加物」というのは、そのリストに掲載されている物です。

化学的合成品でない物を規制しないのは、確認したわけではありませんが、先進国のなかでは日本だけといわれてきましたから、この改正は、国際的規制基準に合わせたこととなります。現在の食品添加物表示のルールが実施されたのは1991年ですが、この改正のときにも化学的合成品である添加物だけの表示ルールを定めようとして諸外国からクレームを受け、化学的合成品でない添加物も表示規制の対象に含めることにしたという経緯があります。

Q 化学的合成品でない添加物は安全性が高いから、厳しく規制しなくてもよいということなのでしょうか。

A 厚生省はそう考えていたと思います。

しかし、例えば、しょう油やお菓子などに「着色料 キャラメル色素」と表示されているものがありますね。

家庭でカスタードプリンなどを作るときは砂糖と水を熱して焦がしキャラメル色を作りますが、工場生産ではコストダウンを図るため糖質の物を強いアルカリ（アンモニア等）や強い酸（硫酸等）で焦がすのだそうです。この工程で生じる不純物に問題があるという話を聞いたこと

があります。ですから、70年代に当時の行政管理庁が当時の厚生省に対し化学的合成品でない添加物も安全性のチェックをするべきであると勧告していました。

Q それから、1500以上もの食品添加物が使われているのに驚きました。

A 使用を認められていても、それらを使うかどうかは食品メーカーの判断です。食品メーカーが使うかどうかは、消費者が、その添加物を使った食品を選択するかどうかによって決まるでしょう。

例えば、セブンイレブンがお弁当や惣菜などから「保存料と着色料を完全に排除した」というテレビコマーシャルをご記憶でしょうか。このキャンペーンに対して、食品添加物メーカーの団体が「食品添加物イコール悪者というイメージが広がる」と批判し、セブンイレブンは「消費者の要望を受けたもので、支持していただいている」と反論し話題になりましたね（*3）。

また、食品添加物の使用実態を表示で調査した報告書（*4）によると、2001年には10年前の1991年よりも無添加品が増え、添加物使用品でも添加物数が減少していたり、より安全性が高いといわれる物質に変更されていたりすることです。特に、魚肉練製品にこの傾向が強いと指摘しています。

その理由として、製造段階での衛生レベルが向上したことと、より自然な味にするために調味料（アミノ酸）を使用しなくなったことを挙げています。消費者が食品添加物を避ける傾向から、食品メーカーが添加物を減らす努力をしているといえるでしょう。

従来、日本の消費者は1日に70~80種類の食品添加物を8~12g食べているといわれてきました。最近の調査は見あたらなかったのですが、減ってきているかもしれません。1日10g食品添加物を食べているとすると年間3.65Kg食べていることとなりますね。体内に長く留まる蓄積性のある物は指定されていないはずですけど。



▶ ▶ ▶ ▶ ▶ ▶ ▶

（食品添加物表示は次号に続く）

（*1）朝日新聞2002年7月12日付

（*2）産経新聞2002年7月12日付

（*3）朝日新聞2001年11月18日付

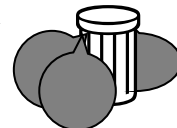
（*4）食品添加物表示研究会「食品添加物使用実態調査報告書」2002年1月3頁

収集車から見たゴミ問題

会員 野尻 陽子



山梨県塩山市に住む会員の野尻さんは、「塩山世直し新聞」をお一人で発行して、市の行政、環境問題などについて、様々な提起をされています。その一部の、ゴミ問題に関する記事を投稿いただきましたので、ご紹介します。



● ゴミ収集場の実状 ●

ゴミ収集車の運転手3人と担当部長に話を聞いてからゴミ収集に3回同行した。各回とも時間は2時間以内、ゴミ量にして1トン前後のささやかな体験だった。

市街地のゴミの出し方は、程度の差はあれ想像の範囲内であったが、「在」では悪い所と良い所の両極があり、中には表彰ものの場所もあった。清潔な大型容器が数個。ゴミ袋はその中。紙やプラスチックのみで生ゴミはなし。どんな人達が住んでいるのだろうか！

悪い場所は共通してゴミ量が非常に多い。収集場が汚れてくると、人は一層無神経にゴミを出すのだろうか。水分たっぷりの生ゴミの袋、破れて中身がこぼれている袋、ウジが湧いている袋、不燃物の見える袋、事業系生ゴミたっぷりの大袋、新聞雑誌、段ボールの束、ビン・缶、電話器等々、臭い！汚い！無神経！無責任！

● 事業ゴミの問題 ●

市が無料で収集するのは、家庭からでる生活ゴミだけ。事業ゴミは対象にならず、事業者自らで有料処理することになっている。だが一般ゴミの中に、段ボール、煮出した豚骨、プラのハンガー、梱包材、ビニールクロスの壁紙の端、残飯、大量の使用済みラップ等々、相当量の事業ゴミが含まれていた。どうも、多くの事業者たちが「この程度なら」と、事業ゴミを一般ゴミに入れているようだ。

有料で定期的にゴミを処理している事業者は53にすぎず、多くの事業者は、一般ゴミに混入しているようだ。事業ゴミの持込処理費はキロ8円。100キロを処理しても800円。そう負担になる金額とは思えない。事業ゴミ処理の基本は、商品補充の際、メーカーに引き取らせる。ゴミ先進国の欧州ではこれが主流。

こうすれば事業ゴミに一切の税金を使う必要もないし、メーカーのリサイクル意識をも高める。これができない場合に、上述の有料処理となる。しかし有料処理では、収集費は削減できるが、焼却・灰の処理には税金が使われる。だからなるべく「メーカーに返却する」処理法を採ってもらってほしいのだ。

事業者は、処理料が高ければゴミのリサイクルを考え

始め、何か利用できないかと工夫する。これがリサイクルにつながる。ところが一般ゴミに混入して、無料でドンドン出せるなら、誰が余分な苦勞をするだろう。つまりゴミの減量、循環型社会への流れに逆行するのだ。事業ゴミが混入すれば、その分処理費が増える。我々は収集から最終処分までに2億1342万円の税金を費やしている。リサイクル可能な事業ゴミの混入が1割なら、税金のムダ使いは2134万円、2割なら…。

● 収集から見た3つの問題 ●

- ① **事業ゴミ**：事業者になれば、一般ゴミへの混入は、手間も費用もかからずまことに好都合。首長や議員も選挙を考えれば事業ゴミをやるのは損？だから行政も手を出さない？で、今日に至る。だがゴミの減量を本気にやるなら、事業ゴミを考えざるを得ない。
- ② **生ゴミ**：収集時でも多いと感じたが、市の調査でも、**可燃ゴミの3割を占める生ゴミを、リサイクルできたら、6千万円以上の負担減**となる。
- ③ **ゴミ意識**：ゴミ出しの無神経、無責任、無配慮は、結局は住民のゴミ意識の反映。これをどうするか。

● 具体的提案 ●

1. **事業ゴミ**：まずやるべきは、**事業者への行政指導**。公共機関や大きな事業者には個別に当たる。一般事業者へは、商店街や同業組合がゴミの持ち込みを奨励する。
2. **生ゴミ**：リサイクルのシステムを作るべきだ。最も簡単なのは「**資源ゴミ情報センター**」の設置。電話1本、パソコン1台あればいい。不要な資源ゴミを抱える人、資源ゴミを探す人はここに連絡する。
3. **残ったゴミは堆肥にする**：これに関心を持つ市民がいる。市民、事業者、行政から成る「**ゴミ協議会**」が欲しい。「広報」で呼びかければ、きっと市民の反応がある。**ゴミ減量**に、やる気のある市民の協力は欠かせない。
4. **ゴミ意識の改善**：上述した「表彰もの」の地域の住民に話を聞く。参考になるヒントがきっとある。

土豪列進・教育者

青木 紀代美

「土豪列進」

1984年、北海道中札内村に梶浦さんの揮毫で「土豪列進」の石碑が建てられました。
これはまた、梶浦さんの戦いの半世紀を記録した本の題名でもあります。

「どごうれっしん」は文字の国・中国で生まれた言葉で、「土豪劣紳」と書きます。

悪い意味で土地の有力者や権力者と、これに追随する悪官僚とボスを指しています。彼等は私利私欲をほしいままにし、多くの善良な人民や良心的な戦士に対して、残酷な弾圧を行なったと云われています。

中国のみならず、何処の国でも、より多くの人々が悦ぶ政治や経済の制度を創る為に、多くの血が流されたことは云うまでもありません。



しかし、初めは涙を流し、夜を徹して語り合い、自由と人権尊重と、民主主義の理想に燃えた農民解放の戦士でも、一旦、公の立場に立ち、地位や名誉を得るようになると、さらに、その維持と拡大を求め、燃え上がった理想を建前にすり替えて、土豪劣紳の仲間入りをする事が多いと、指摘しています。

梶浦さんは、劣紳を「列進」という文字に差し替え、農民が横一線に並んで、みんなで農民解放、自立に努力する姿勢を表現されました。

教育熱心な梶浦さん (村づくり文化論より)

“村づくりは、人づくりから”。梶浦さんは、農村後継者の教育問題に人一倍情熱を持たれていました。

「農民レベル以上の農業は存在しない」と一貫した考えをもって、農協組合長就任前から村会議員として、村の産業を基盤とする教育行政に努力していました。昭和29年の村議会で、定時制の高校創設を決議するや、持ち前の教育行政の豊富な経験と手腕を発揮。村理事者の先頭に立って関係省庁を説得し、昭和30年4月、認可を得たのです。村民から、梶浦さんの行動力とその手腕は、高く評価されました。

農協の立場からも、高校の後援を積極的にはかり、生徒の近代農業機械化実習に必要なトラクターの無償貸与をはじめ、卒業時に全員を免許取得者とするため、技能訓練用の普通車の寄贈などを配慮し、充実した環境の村立高校の整備が行われま



した。こうして、高校進学率は非常に高くなっていったのです。

また昭和34年に、農協独自の奨学金制度の提案のため、貸付要綱の作成を指示されました。このような制度は、地方行政でも殆ど無かった頃で、当時、奨学金・育英資金の恩恵を受けられる者は殆ど無く特定少数に限られていたのです。

梶浦さんの提案は、全村民等しく向学心のある子弟に貸し付けて行くという、画期的な発想でした。農協がここまで考える必要があるのかという議論もありましたが、幸い農協理事会で決定、制度が発足、現在も継続しています。返済方法は、就業後本人の責任で、自力で10カ年元利均等払いで、親に返済を依存しない自覚と、向学心を促す制度となりました。

梶浦さんの残された偉大な業績として、多くの人に敬服されています。

● NPO 法人 子どものいのちを守る会 とは ●

私たちは、子どもたちの生まれ育つすべての環境が悪化している現実を直視し、次世代を担う子どもたちにとって、より安全で健康な条件をつくり出すための活動を行うことが緊急の課題であると信じ、次のような活動を行っております。

- 1 安全でおいしい食べ物、飲み物の生産者の情報を収集し、一般に紹介する活動。
- 2 講演・研修会などを通じ、子どもたちのために安全な食べ物の重要性を訴え、理解を広める活動。
- 3 教育環境の改善を志す団体と共同して、講演会・シンポジウムを開催し、教育のあり方を見直す活動。
- 4 環境問題に関する図書・刊行物の配布、映画会などを通じ、環境の悪化の認識を広める活動。



お薦めの本

事務局からのお薦めの本を2冊、ご紹介します。

「日本の医療を問いなおす—医師からの提言」

鈴木厚著 ちくま新書 ¥660

鈴木先生は現在川崎市立川崎病院内科部長。
専門はリウマチ、膠原病。

“地雷”撤去キャンペーン絵本

「心をこめて地雷ではなく花をください」

絵：葉祥明 文：柳瀬房子 英訳：松山恵子
自由国民社刊 ¥1,524

素晴らしく美しい本で英文もつけられています。



投稿募集



未来を担う子どもたちのために、
皆さんはどのように考え、
どのように行動しようとしていますか。

食べ物のこと、教育のこと、環境問題などの
活動についてお持ちの情報や、
さまざまなご意見をお寄せ下さい。

投稿はお手紙・FAX・メールどれでも結構です。

採用分には薄謝をお送りします。

あとがき

▶ イラクに対する米国の戦争がとうとう始まってしまいました。戦争にならないことを必死で祈って来たのですが…。イラク戦争は、石油資源の争いとか、経済への影響などが問題視されています。しかし、戦争で一番被害を受けるのは子どもたちです。幼くして殺され、逃げまどい、水や食料に飢える姿は、想像することすら耐えられません。世界の人々の非戦への願いを踏みにじるような米国のゴリ押しは、国連を無力化し、国際的なつながりを分裂させることとなります。わが国の政策はこれまでの通りでよいのでしょうか。▶ この第3号では、中島先生に、子どもたちの「歯」の問題について書いて頂きました。フィリピン・レイテ島の子どもたちと、日本の子どもたちとの比較の中から、噛むことの大切さがわかります。「醤油顔」等といわれる流行の顔立ちは、実は固い物を噛まなくなった結果で、健康にも大きな影響があるのだそうです。

▶ 春たけなわ、そして萌え出る初夏を迎えます。子どもたちが、いっそう元気になる季節です。(き)

□ 特定非営利活動法人(NPO 法人) 子どものいのちを守る会 □

〒162-0805 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル3階 電話 03-5225-9055 FAX 03-5225-9056

メールアドレス: info@kodomo-inochi.com ホームページ: www.kodomo-inochi.com